

「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の
進捗状況（各省提出個票）

平成 23 年 12 月 21 日

項目名	重点番号1：自家発補給契約の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。</p> <p>【検討の対象】 対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、関係事業者の適切な対応を促す 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論、速やかに措置。</p>	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>経済産業省において、電気事業者（一般電気事業者、特定規模電気事業者）等に対するヒアリングを実施しつつ、論点を整理し、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でのルール見直しの具体的内容について検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>23年度中に結論を得て、速やかに措置</p>	

項目名	重点番号2：インバランス料金の引き下げ
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 発電事業者の事故時のリスクを低減させ、自家発電等の積極的な活用を図る観点から、夜間等、需要の低い時期等において、特定規模電気事業者及び卸電力取引所利用時の託送に係る同時同量ルールに基づくインバランス料金の水準を客観的データに基づいて大幅に引き下げ、その関連データを公開する方向で見直す。</p> <p>【検討の対象】 対象：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論、速やかに措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
経済産業省において、省令改正に向けて、インバランス料金引き下げの対象となる期間や引き下げ額など制度見直しの具体的内容について客観的データに基づき検討中。	
スケジュール等	
年度内目途：パブリックコメント等所要の手続を経て省令改正 来夏まで：ガイドライン等で手続等を明記の上、一般電気事業者の託送供給約款の改定を促す	

項目名	重点番号3：自家発余剰電力の有効活用
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 電力需給が逼迫している中で、需要家が自家発で発電した電気を、電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどにより、需要家による節電の取組の選択肢を拡大する。</p> <p>【検討の対象】 対象：一般電気事業者による運用 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>経済産業省において、自家発余剰電力の有効活用策を実施する際に論点となる事項について検討を行い、数値目標付の節電要請を受けた需要家等が、自社や子会社等の別の需要地にある自家発を活用して節電目標を達成したいと考える場合に、節電要請を行っている電力会社が、需要家の依頼を受けて自家発余剰電力を買い取る一方、当該需要家は、買取り分を節電目標達成のための節電分にカウントすること（節電みなし）を可能とするため、具体的な手続の指針を示した事務連絡を公表。</p>	
スケジュール等	
・本年11月中旬：事務連絡「節電要請時における自家発の活用拡大策について」を公表	

項目名	重点番号4：送電における広域的運用の実施
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、特に東日本地域において、隣接する一般電気事業者の調整力（余剰電力発生時等の下げしろ）等も活用することにより、風力発電の導入量を拡大する方向で運用を見直し、その内容を公表する。</p> <p>中期的には、再生可能エネルギーの導入拡大や自家発電等を活用した広域的な電力供給を更に促すため、50ヘルツ地域、60ヘルツ地域全体でインバランス算定を行うとともに、30分一定量の計画値によらずとも連系線の利用を可能とすることを含めて検討する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：一般電気事業者による運用 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・（前段）23年度中に結論、速やかに措置。 ・（後段）23年度中に検討開始。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ② 省内で検討中 ③ 公の場で検討開始 ④ 結論公表 ⑤ 措置済み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・（前段）電力会社3社（北海道電力、東北電力、東京電力）は、既設地域間連系線の活用と風力発電出力制御技術の組み合わせによる風力発電の導入拡大のための実証試験を行う旨を公表しており、23年度中に実施体制の枠組みについて整理、公表する。 ・併せて、出力変動に対する調整力（電圧、周波数の調整）に関する運用の詳細について検討を進め、それと並行して、この運用見直しの効果に今後見込まれる域内送電網や地域間連系線の整備も加味した連系可能量の更なる拡大についても検討を行い、その内容を公表する。その内容を一般電気事業者による風力発電の連系可能容量の検証を行っているE S C Jの「風力発電連系可能量確認WG」で考え方や合理性を確認する等により、風力発電の導入量を更に拡大するための取組を具体化していく。 <p>※E S C J：電気事業法で定められた送配電の運用・管理を行う中立機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（後段）「電力システム改革に関するタスクフォース」において電力システム改革に関する論点の整理を目的として有識者等との意見交換を実施中。年内に論点整理を取りまとめる予定。 	

スケジュール等

- ・（前段）電力会社3社（北海道電力、東北電力、東京電力）による取組につき、公表済み（平成23年9月）。23年度中に実施体制の枠組みについて整理、公表。
- ・ 23年度中にE S C Jの「風力発電連系可能量確認WG」において風力発電の連系可能量の拡大の量の検討を行い、その結果を公表。
- ・（後段）総合資源エネルギー調査会総合部会の下に「電力システム改革専門委員会」を設置し、年明け以降、電力システム全般の在り方に関する議論の中で更に検討していく予定。

項目名	重点番号5：再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で規定された、再生可能エネルギーの系統への接続について電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する。また、一般電気事業者は接続の可否の判断について接続申請者に対し説明責任を負い、紛争となる場合には、一般電気事業者が一義的な举证責任を負う方向で、中立的な第三者が裁判外紛争処理（ADR）を行うよう、ルールを策定する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る制度整備、送配電等業務支援機関ルールの改定</p> <p>検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案成立（平成23年8月） ・ 電気事業法の一部改正法案成立（平成23年8月） ・ 23年度中に結論、再生可能エネルギーの買取制度の導入に合わせて措置 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革の方向性に従い、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールについて省内及び関係機関で検討中 	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年度中に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に係る省令案の作成及び送配電等業務支援機関ルールの改定を行い、早急に整備を行う 	

項目名	重点番号6：柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 産業・業務・家庭すべての部門において需給動向の変化を踏まえた柔軟な料金メニューを設定し、需要家による主体的なピークカット・省エネ促進に向けたインセンティブを強化する。</p> <p>【検討の対象】 対象：一般電気事業者による供給約款・選択約款等 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、方向性の提示 ・23年度中に結論、速やかに措置</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>「電力会社の需給対策アクションプラン」において、更なるピーク削減に向け、需給調整契約に加えてスマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示されており、来夏に向けて、電力会社に対して、ピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューの設定を促している。なお、今冬については、既に6社が需給調整契約の拡大等、新たな料金メニューを導入しており、今後とも、電力各社における検討状況をフォローアップする。</p>	
スケジュール等	
<p>来夏の対策として、需要家に周知・交渉が可能となるよう、電力各社において検討を進めるとともに、経済産業省において適宜フォローアップを実施する。</p>	

項目名	重点番号7：スマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割まで集中整備するとの政府目標に向け、一般電気事業者によるメーターの加速的な導入を制度的に担保する仕組みを整備する。併せて、スマートメーターの導入インセンティブを付与する観点から、計量法に基づく検定手数料を引き下げる方向で見直しを行う。</p> <p>【検討の対象】 対象：(スマートメーター導入) 新規に制度的に担保する仕組みを整備 (計量法に基づく検定料) 計量法関係手数料令 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割） ・23年度中に結論、短期的導入策（高圧部門）、導入ロードマップ（低圧部門）を策定。 検定手数料は23年度内に結論、速やかに措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>(スマートメーター導入) 中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会等において、スマートメーターの導入加速化の措置の在り方について、幅広く検討する。</p> <p>(計量法に基づく検定料) 経済産業省において、政令改正に向けて、検定手数料の具体的な引き下げ水準等について検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>(スマートメーター導入)</p> <p>総合資源エネルギー調査会基本問題委員会： 来夏に新・エネルギー基本計画をとりまとめ予定</p> <p>総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会： 平成23年11月7日（月）に開催、来年の1、2月頃にとりまとめ予定。</p> <p>(計量法に基づく検定料)</p> <p>年度内目途：パブリックコメント等所要の経路を経て政令改正 来年6月中目途：改正政令を施行</p>	

項目名	重点番号8：スマートメーターのインターフェース標準化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 家庭におけるエネルギー使用情報の活用による一層の省エネを図るべく、スマートメーターとHEMS との情報連携に必要なインターフェースの標準化及びその前提となる電力各社等から提供されるデータフォーマットの統一を行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：ガイドライン等の新規策定 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策～エネルギー構造改革の先行実施～」において、導入目標の前倒しが決定（5年以内に総需要の8割） ・ 23年度中に結論、速やかに措置。 	
検討状況	
<p style="text-align: center;">①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>スマートメーターのデータフォーマット及びHEMS*とのインターフェースの標準化を行うべく、平成23年11月7日にスマートコミュニティアライアンスの国際標準化WGの下のEMS-SWG（エネルギーマネジメントサブワーキング）に「スマートハウス標準化検討会」を設置。さらに、本検討会の下に「スマートメータータスクフォース」を設置し、技術的事項について検討を行っているところ。</p> <p>（※ Home Energy Management System：住宅のエネルギー管理システム）</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年度中のとりまとめを目指す。なお、これまでの開催実績は以下のとおり。</p> <p><これまでの開催実績></p> <p>第1回 スマートハウス標準化検討会（11月7日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キックオフ <p>第1回 スマートメータータスクフォース（11月17日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーターからHEMSへのデータ提供について ・スマートメーターとHEMSとの情報連携に関する国内外事例の紹介 等 <p>第2回 スマートメータータスクフォース（12月2日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEMSとのインターフェースの検討に際してのスマートメーターの論点 ・データフォーマット統一（案）について 等 <p>第3回 スマートメータータスクフォース（12月12日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社等から提供されるデータフォーマットの統一 ・情報連携のための通信ミドルウェア（公知な標準インターフェース）の整理 ・HEMSからスマートメーターへの要件・課題整理 等 <p>第2回 スマートハウス標準化検討会（12月16日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートハウス標準化検討会進捗報告（中間） 等 	

項目名	重点番号9：卸・IPPの発電余力の活用
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 卸電気事業者及び卸供給事業者（IPP等）については、通常、一般電気事業者との契約において40～80%の利用率をベースとした発電パターンが定められているが、夜間等の発電余力を活用することは、社会全体としてのコスト低減に資する。このため、卸電気事業者及び卸供給事業者に対し卸電力取引所等を通じた売却、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS）に対し積極的な電源調達をそれぞれ促す観点から、卸供給契約とは別途、発電した電力の売買が可能となるよう措置する。</p> <p>【検討の対象】 対象：電気事業法第22条の解釈の見直し、ガイドライン等で手続等を明記 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・速やかに結論、年内に措置（今冬の需給対策としても活用）。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
経済産業省において、卸・IPPの発電余力の活用を実施する際に論点となる事項について検討を行い、発電余力活用の契約に関する具体的な手続の指針を示した事務連絡を公表。	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・本年11月下旬：事務連絡「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについて」を公表 ・来春以降：今冬の実施状況を踏まえて、必要な見直しを行う予定 	

項目名	重点番号 10：電気事業法上の保安規制の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲を拡大するとともに、使用前安全管理検査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：電気事業法施行規則第 65 条、別表第 2（工事計画届出の対象） 「電気事業法施行規則第 73 条の 4 に定める使用前自主検査の方法の解釈」</p> <p>検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22 年 9 月に閣議決定された「工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電の範囲拡大」の前倒し実施及び内容拡充。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23 年度中に結論、速やかに措置。 ・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24 年度中に結論、速やかに措置。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、保安確保の観点からの省内における技術的検討は概ね終了しており、22 年 12 月に開催された第 25 回電力安全小委員会においても検討の進め方として報告している。調査の検討を終え次第、次回（23 年度中の開催を予定）の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において審議予定。</p> <p>・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、省内において検討に着手したところ。</p>	
スケジュール等	
<p>・ 工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、次回（23 年度中の開催を予定）の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において、審議予定。結論を得られれば、速やかに電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の改正を行う予定。</p> <p>・ 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24 年度中早期に結論を得て、速やかに必要な措置を講じる予定。</p>	

項目名	重点番号 1 1 : 工場立地法上の取扱いの見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 メガソーラー（1000kW 以上の大規模太陽光発電施設）の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制について検討し、所要の見直しを行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：工場立地法第 4 条に基づく準則改正 検討の場：経済産業省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 年 12 月の閣議決定を踏まえ、22 年 6 月に自家消費用の太陽光発電設備の設置面積を環境施設面積に算入可能とする規制・制度改革を実施済み。売電用の太陽光発電設備に関する取扱いについては、今回新たに検討する項目。 ・ 23 年度中に結論、速やかに措置 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設に係る工場立地法に規定する生産施設面積率について、本年 11 月 17 日に審議。準則（告示）別表第 1 を見直すことにより、太陽光発電施設については生産施設面積率を 75% とすることとされた。</p>	
スケジュール等	
<p>■ 11 月 17 日に開催した産構審第 27 回工場立地法検討小委員会において、太陽光発電施設については生産施設面積率を 75% とすることとされた。</p> <p>■ 現在告示の一部改正について作業中であり、今後、パブリックコメントを経て、平成 23 年度内を目途に施行予定。</p>	

項目名	重点番号12：自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 風力発電の適地の一部は自然公園内にも存在する。自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、事業者等の意見を聴取した上で、風力発電の特性を踏まえた見直しを行うことを検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月の閣議決定に基づき、23年3月にガイドラインを策定・公表。 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年中に事業者等の意見を聴取した上で、見直しを検討。 	
検討状況 ※該当箇所を四角囲い	
① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、昨年6月の規制・制度改革の閣議決定を受け策定し本年3月に公表したところであるが、エネルギー環境会議の決定が本年11月に出されたことも踏まえ、11月から12月にかけて意見を聴取する事業者等の選定作業を行い、その後、意見聴取等を実施し検討を行っているところ。	
スケジュール等	
平成23年11月～12月	ヒアリング対象の事業者等の確認
12月	事業者等のヒアリングを実施
平成24年1月以降	見直しについての検討

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討 検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 ・22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 ・洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議（平成23年10月19日総合海洋政策本部幹事会決定）、海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（同）において、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組み等について検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>○これまでの経過</p> <p>11月11日（金） 第1回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会 11月21日（月） 第1回海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議 第2回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（合同開催） 12月1日（木） 第2回海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議 第3回海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会（合同開催）</p> <p>○今後のスケジュール</p> <p>月1回程度の頻度で検討を行い、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。</p>	

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討</p> <p>検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 ・ 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>洋上風力に関する電気事業法上の諸規制についての整理・検討に関しては、省内において、洋上風力発電設備の特徴やリスク等について検討を開始したところ。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省内において、洋上風力発電設備の特徴やリスク等について検討を開始したところ。 ・ 年内中に、省内において、国内外における洋上風力発電設備に係る安全規制を中心とした動向調査に着手する予定。 ・ 今後、電気事業法に基づく風力発電に係る現行技術基準等についての洋上風力発電に対する妥当性評価を行った上で、詳細検討が必要となる検討項目の抽出等を行う。 ・ 以上の検討プロセスを進めることにより、今後結論を得られたものから措置していく予定。 	

項目名	重点番号 13：洋上風力発電に関する制度環境の整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、大規模な総合実証実験海域の整備や、漁場利用との調整円滑化に向けた仕組みを検討するとともに、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等の諸規制の適用のあり方について整理・検討する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）の策定、洋上風力に関する諸規制についての整理・検討</p> <p>検討の場：総合海洋政策本部、国土交通省、経済産業省、その他関係省庁</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年3月に閣議決定された「海洋基本計画」において、洋上風力発電の実用化に向けて、必要な取組や検討を進めていくこととされている。 ・ 22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、漁業協同組合との連携等による洋上風力開発の推進等への道を開くこととされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針（仮称）については、23年中に検討開始、24年春頃に総合海洋政策本部会合で決定し、逐次措置。 ・ 洋上風力に関する諸規制についての整理・検討については、23年度中に検討開始、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「浮体式洋上風力発電施設の安全性検討委員会」（2011年8月設置）（座長：東京大学 鈴木英之教授）を設置し、浮体式洋上風力発電施設に関する船舶安全法の適用、安全ガイドラインに盛り込むべき内容等について審議中。 ・ 上記委員会での検討内容を踏まえ、浮体式洋上風力発電施設に対する建築基準法の適用のあり方について整理・検討を行う。 	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度より上記委員会での検討を開始。平成25年度に安全ガイドラインの策定予定。 ・ 上記委員会での検討内容を踏まえ、建築基準法における浮体式洋上風力発電施設の規制の適用のあり方について検討。結論を得られ次第、措置。 	

項目名	重点番号14：自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等（地熱発電）
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>地熱発電施設を当分の間6か所に限定するという通知を廃止し、傾斜掘削による自然公園の地下開発であれば許可可能である旨通知するとともに、自然公園の区分や開発段階（地表探査、掘削調査、発電設備設置等）ごとに、許可が可能となる要件や方法を検討し、明確化する。併せて、具体的な案件を対象に関係者の合意形成・連携促進のための優良事例の形成を図る。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：自然公園法施行規則第11条、地熱発電に係る過去の通知 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月の閣議決定において、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手することとされている。 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論、速やかに措置。 	
検討状況 ※該当箇所を四角囲い	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>自然公園内における地熱発電の規制については、昨年6月の規制・制度改革の閣議決定を受け、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を本年6月から開催し、地熱発電事業における環境への影響軽減技術等について検討を進めている。本年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。また、エネルギー環境会議のアクションプランが本年11月に発表されたことも踏まえ、自然公園の区分や開発段階ごとに許可が可能となる要件や方法を明確化することについても省内で検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年6月</p> <p style="padding-left: 40px;">） 地熱発電事業に係る自然環境影響検討会（計5回）</p> <p>平成24年2月</p> <p style="padding-left: 40px;">3月 通知改正等の措置</p>	

項目名	重点番号15：温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>地熱発電のための掘削が温泉に及ぼす影響について、関係者に意見を聴取の上、科学的に検討を行い、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：温泉法第4条の運用 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年9月の閣議決定において、地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう23年度中を目途に通知することとされている。 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・23年度中に結論・措置。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>7月から地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会において、地熱発電を推進するため温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示すガイドラインについて審議中。今後、検討会においてガイドライン（案）をとりまとめ、中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会における意見聴取やパブリックコメントを実施し、エネルギー環境会議の決定も踏まえ、年度内に結論を出し、ガイドラインとして通知する予定。</p>	
スケジュール等	
<p>平成23年7月～11月 地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会開催（計5回）</p> <p>平成23年12月 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会開催（予定）</p> <p>平成24年1月～2月 パブリックコメント（予定）</p> <p>平成24年3月 中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会開催（予定）</p> <p>平成24年3月末 ガイドライン通知</p>	

項目名	重点番号 16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：農地法、森林法など 検討の場：農林水産省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・23 年度中に結論を得る。</p>	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>次期通常国会への法案の提出を目指し、改革の方向性に沿って、制度の体系や特例措置の内容等の詳細について省内で検討するとともに、関係府省との調整も開始。</p> <p>具体的には、農山漁村において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進に関する国の基本的な方針等に沿って再生可能エネルギー発電設備を導入する場合において、市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画を定める（民法の特例）とともに、農地法、森林法等の手続を簡素化する（ワンストップ化）等の措置を講じるための法案を検討しているところ。</p>	
スケジュール等	
引き続き省内での検討と関係府省との調整を実施し、23 年度中に結論を得る。	

項目名	重点番号 17：国有林野における許可要件・基準の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：再生可能エネルギー発電事業等の用への国有林野の使用に係る関係法令等 検討の場：財務省、農林水産省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目・23年度中に検討・結論。	
検討状況	
① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
<p>改革の方向性に沿って、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省による検討を継続し、23年度中に結論を出す。</p>	

項目名	重点番号18：地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 地方公共団体が主導した再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進のため、地球温暖化対策法において策定義務が課されている地方公共団体実行計画における導入目標の設定の在り方、条例との連携等について検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画策定マニュアルを含む） 検討の場：環境省</p> <p>【結論を得る時期等】 ・エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・23年度に検討開始、24年度中に措置。</p>	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
中央環境審議会地球環境部会 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会の検討に資するために設置された地域づくりワーキング・グループ（非公開）において、地方公共団体における再生可能エネルギー等の導入促進方策について検討中。	
スケジュール等	
<p>平成23年8月～ 中央環境審議会地球環境部会 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会の検討に資するために設置された地域づくりワーキング・グループ（非公開）において、地方公共団体が主導した再生可能エネルギー等の導入促進方策について検討中（平成23年度中とりまとめ予定）。</p> <p>平成24年度 上記検討結果を踏まえ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルの改定に向けた検討を行い、平成24年度中を目途に同マニュアルを改定予定。</p>	

項目名	重点番号19：省エネ法における電力ピーク対策の積極評価
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光発電やコジェネレーション、自家発電等の分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策を見直しに着手。①工場等、輸送等の各分野においてピーク時の電力需要の抑制を促すとともに、②住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図る仕組みについて検討を行い、省エネ法の改正案の次期通常国会提出を検討する。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー部会を平成23年11月7日（月）に開催。 ・ 来年の1，2月頃にとりまとめを行う予定。 	

項目名	重点番号20：需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 需要側において電力ピーク対策を実施するためには、エネルギー情報を把握するエネルギー供給事業者からの協力が不可欠である。そのため、個々の需要家に対するエネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等から構成される協力計画の策定・公表を義務づけることについて検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策を見直し。需要側における省エネ・ピーク対策を円滑に進めるため、電気事業者による、需要カーブの情報提供やスマートメーターの導入加速化等の措置の在り方について、幅広く検討する。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー部会を平成23年11月7日（月）に開催。 ・ 来年の1，2月頃にとりまとめを行う予定。 	

項目名	重点番号 21：リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：消防法 検討の場：総務省 検討会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 23 年 7 月の閣議決定事項の前倒し。・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目・ 23 年中に結論、速やかに措置。	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」において、リチウムイオン電池を大量に貯蔵又は取り扱う施設の防火上必要な安全対策について、実証実験結果を踏まえた検討を行い、12 月 5 日に結論を得たところ。	
スケジュール等	
検討会において得た結論に基づき、消防法令の改正等に着手している。	

項目名	重点番号 22 : リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、所要の規程を整備する。</p> <p>【検討の対象】 対 象 : 消防法 検討の場 : 総務省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。 ・ 年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について引き続き検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>年内に結論を得た上で、関係機関と調整の上、平成 23 年度中に消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する。</p>	

項目名	重点番号23：住宅・建築物の省エネ基準の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：省エネ法等</p> <p>検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月の閣議決定において、建築物について、24年度の施行に向けて、23年度中に建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した新基準を策定すること、住宅について、住戸全体のエネルギー消費の基準を検討することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 建築物については24年度中に施行。 ・ 住宅については24年度以降できる限り早期に施行。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>住宅・建築物の基準は、一次エネルギー消費量で総合的に評価する基準とすべく国土交通省と経済産業省において見直しを行っているところ。その際、建築物の基準値について、現行基準をより強化したものとすることを検討している。</p>	
スケジュール等	
<p>今後、審議会等において審議を行い、新基準を策定する予定。低炭素まちづくり促進法（仮称）における認定制度との整合性も踏まえつつ、建築物については24年度中、住宅については24年度以降できる限り早期に施行すべく、検討を進めているところ。</p>	

項目名	重点番号24：住宅・建築物のラベリング制度の充実
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：省エネ法等 検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月、23年3月の閣議決定において、省エネ性能の「見える化」を促進することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 23年度中に検討開始。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>次期通常国会への提出を検討している低炭素まちづくり促進法（仮称）において、省エネルギー建築物（仮称）の認定制度を検討中。</p> <p>具体的には、将来には全ての新築住宅・建築物が達成すべき水準を想定した誘導基準に適合する住宅・建築物に税制等の優遇措置を認める認定制度、及び認定を受けた住宅・建築物へのラベリング等を検討中。</p>	
スケジュール等	
次期通常国会に低炭素まちづくり促進法（仮称）を提出予定。	

項目名	重点番号25：住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法等 検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>次期通常国会での省エネ法改正にあわせ、2020年までの具体的な工程（義務化の対象、時期、水準）を明確にするべく、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」における検討内容も踏まえつつ、必要な検討を関係省庁にて進めているところ。</p> <p>また、将来には全ての新築住宅・建築物が達成すべき水準を想定した誘導基準に適合する住宅・建築物に税制等の優遇措置を認める認定制度及び認定を受けた住宅・建築物へのラベリングも合わせて検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>次期通常国会に提出予定の省エネ法改正及び低炭素まちづくり促進法(仮称)にあわせ、一体的に検討を進める。</p>	

項目名	重点番号 26：熱エネルギーの活用のための制度整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 熱エネルギーの有効利用を進めるため、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等を検討する。その際、まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を検討することの重要性にかんがみ、まちづくり政策とエネルギー政策の縦割りを打破するような省庁横断的な新たな枠組みについて検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：熱供給事業法の特例措置、河川水熱利用に係る通達の改正、標準下水道条例改正・ガイドライン策定など 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会、国土交通省 社会資本整備審議会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23 年 4 月の閣議決定において、下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールを整備することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>本年 5 月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同 8 月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用について、国が事業計画を認定して特例的な措置を講じる枠組みや、ガイドラインの策定について検討すること等を提言。</p> <p>同提言を踏まえ、現在、河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等に関する通達の改正を検討している。</p> <p>また、同提言及び「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」の提言を踏まえ、下水熱の利用に係る標準下水道条例改正及びガイドライン策定作業について、現在民間事業者や地方公共団体と調整を進めている。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水熱利用に係る通達の見直しについては、平成 23 年度中に検討し、結論を得る。 ・ 下水熱の利用に係る標準下水道条例の改正及びガイドラインの策定は、平成 23 年度中に行う。 ・ 研究会の中間とりまとめでのその他の論点・取組の方向性についても具体化に向けて検討中。 	